

令和 7 年 7 月 9 日

入札参加業者 様

志摩市長

単価契約図面作成業務委託に係る最低制限価格の運用について

このことについて、単価契約図面作成業務委託に係る最低制限価格の算出については、「志摩市発注の測量・設計等業務に係る最低制限価格の運用基準」を準用し、最低制限価格入札書比較価格算出の際の端数処理については、「万円未満」を「10円未満」と読み替えるものとする。